









- 14 **項番18** 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、**項番17**「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に「大臣・知事コード」「許可番号」「許可年月日」を記入すること。  
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 15 「【新規・変更後・常勤役員等の更新等】」の欄には、**項番17**「申請又は届出の区分」の欄に「1」、「2」又は「3」を記入した場合に記載する。「【変更前】」の欄には、**項番17**「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合のみ変更前の常勤役員等を記入する。
- 16 **項番19** 「氏名のフリガナ」の欄は、姓の最初の2文字をカタカナで記入する。その際、濁音、半濁音、促音(っ)及び拗音(ゃゅょ)は1文字として扱うこと。
- 17 **項番20及び21** 「氏名」の欄は、姓と名の間は1カラム空けて記載すること。
- 18 更新申請等には、従前の申請時と同内容である場合であれば、従前の申請時のコピーの添付で可とする。その場合、従前の申請時の証明書副本を提示すること。

#### ◎誤記入及び不備な例

- ① 法人設立以前の個人事業主の期間が、法人名で証明されている。経験年数が個人時代と法人役員とにまたがる場合は、常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書は、個人時代と法人役員とでそれぞれ作成すること。
- ② 証明者が複数になるにもかかわらず、1枚の証明書になっている。証明者別に作成すること。
- ③ 常勤役員等の住所が記載されていない。
- ④ 更新申請の場合に、常勤役員等が変更で記載されている。変更がある場合には、別に「常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書」を作成し、先に変更の届出を行うこと。
- ⑤ 業種追加の申請なのに、**項番17**「申請又は届出の区分」の欄が「2(変更)」と記入されている。「3(常勤役員等の更新等)」を記入すること。



## 常勤役員等の略歴書

### 記載要領

## 常勤役員等の略歴書

### 記載要領

- 1 この略歴書は、設置した常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の略歴について作成すること。  
法人の役員について作成するのではない。
- 2 「職名」の欄には、許可申請時における職名を記載するものとし、許可申請者が法人の場合には、「代表取締役」、「取締役」等と記載し、許可申請者が個人の場合には「事業主」と記載すること。
- 3 「職歴」の欄には、現在に至るまでの職歴を記載し、特に建設業に関する職歴についてはすべて記載すること。また、現在、他の法人役員等になっている場合は職歴として必ず記載すること。
- 4 「従事した職務内容」の欄には、従事した職務の内容及び職名を記載し、**建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載**すること。
- 5 「賞罰」の欄には、建設業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、**該当がない場合には、「なし」と記載**すること。

### ◎誤記入及び不備な例

- ① 氏名の記載が住民票と一致しない(生年月日が違う。)
- ② 「賞罰」の欄に何も記載がない。**該当がない場合には、「なし」と記載**すること。
- ③ 下欄の年月日が記載されていない。
- ④ 常勤役員等(経營業務の管理責任者等)以外の者(左記以外の他の役員)も作成している。

- 1 この略歴書は、設置した常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の略歴について作成すること。  
法人の役員について作成するのではない。
- 2 「職名」の欄には、許可申請時における職名を記載するものとし、許可申請者が法人の場合には、「代表取締役」、「取締役」等と記載し、許可申請者が個人の場合には「事業主」と記載すること。
- 3 「職歴」の欄には、現在に至るまでの職歴を記載し、特に建設業に関する職歴についてはすべて記載すること。また、現在、他の法人役員等になっている場合は職歴として必ず記載すること。
- 4 「従事した職務内容」の欄には、従事した職務の内容及び職名を記載し、**建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載**すること。
- 5 「賞罰」の欄には、建設業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、**該当がない場合には、「なし」と記載**すること。

### ◎誤記入及び不備な例

- ① 氏名の記載が住民票と一致しない(生年月日が違う。)
- ② 「賞罰」の欄に何も記載がない。**該当がない場合には、「なし」と記載**すること。
- ③ 下欄の年月日が記載されていない。
- ④ 常勤役員等(経營業務の管理責任者等)以外の者(左記以外の他の役員)も作成している。













なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入する。

- 14 「【新規・変更後・常勤役員等の更新等】」の欄には、**項番17**「申請又は届出の区分」の欄に「1」、「2」又は「3」を記入した場合に記入する。「【変更前】」の欄には、**項番17**「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合のみ変更前の常勤役員等を記入する。
- 15 **項番19**「氏名のフリガナ」の欄は、姓の最初の2文字をカタカナで記入する。その際、濁音、半濁音、促音(っ)及び拗音(ゃゅょ)は1文字として扱う。
- 16 **項番20及び21**「氏名」の欄は、姓と名の間は1カラム空けて記入する。
- 17 更新申請等には、従前の申請時と同内容である場合であれば、従前の申請時のコピーの添付で可とする。その場合、従前の申請時の証明書副本を提示する。
- 18 (第二面)以降の記入方法も上記と同様である。
- 19 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、常勤役員等を直接に補佐するものそれぞれについて別紙2を作成し、提出する。

#### ◎誤記入及び不備な例

- ① 法人設立以前の個人事業主の期間が、法人名で証明されている。経験年数が個人時代と法人役員とにまたがる場合は、常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書は、個人時代と法人役員とでそれぞれ作成すること。その場合は、個人時代は個人による証明になる。
- ② 証明者が複数になるにもかかわらず、1枚の証明書になっている。証明者別に作成する。
- ③ 常勤役員等の住所が記入されていない。
- ④ 更新申請の場合に、常勤役員等が変更で記入されている。変更がある場合には、別に「常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書」を作成し、先に変更の届出を行う。
- ⑤ 業種追加の申請なのに、**項番17**「申請又は届出の区分」の欄が「2(変更)」と記入されている。「3(常勤役員等の更新)」を記入する。





## 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

### 記載要領

- 1 この略歴書は、設置した常勤役員等を直接に補佐する者の略歴について作成すること。
- 2 「職名」の欄には、許可申請時における役職等を記載すること。
- 3 「職歴」の欄には、現在に至るまでの申請会社での財務管理・労務管理・業務運営に関する職歴を記入すること。
- 4 「賞罰」の欄には、建設業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がない場合には、「なし」と記載すること。

### ◎誤記入及び不備な例

- ① 氏名の記入が住民票と一致しない(生年月日が違う。)
- ② 「賞罰」の欄に何も記入がない。該当がない場合には、「なし」と記載すること。
- ③ 下欄の年月日が記載されていない。













特定建設業		建設工事の種類 (項番64)	有資格区分 (項番65)
	同号口と同等	6	04

12 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、**項番61**「区分」の欄に「1」以外を記入した場合に、変更、追加又は削除した年月日を記載すること。

13 「営業所の所属(旧所属)」の欄は、既に届出されている専任技術者の場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載すること。

「営業所の名称(新所属)」の欄は、この証明書の提出後に、専任技術者として所属する営業所の名称を記載すること。専任技術者の削除の場合にはこの欄の記載は不要。

なお、「営業所の名称(新所属)」の欄の右側に、その専任技術者が申請者に採用された年月日を括弧書きで記載すること(専任技術者が個人事業主の場合は、営業を開始した年月日)。

#### ◎誤記入及び不備な例

- ① 氏名、住所及び生年月日の記載が戸籍(住民票)や他の申請書類と一致しない。
- ② 「許可申請書」の**項番04**「許可を受けようとする建設業」の欄に記載された業種以外の業種が、専任技術者の担当業種として記載されている。
- ③ 業種追加申請の場合に、**項番61**「区分」の欄に「3」(追加)が記入されている。「1」を記入すること。
  - ④ **項番61**「区分」の欄に、「1」(新規、許可換え新規は除く)、「4」又は「5」が記入されているにもかかわらず、**項番64** 下段「現在担当している建設工事の種類」の欄になにも記載されていない。既に届けてある担当業種を記入すること。
  - ⑤ **項番64**「建設工事の種類」の欄が、一般「1」、特定「2」で記入されている。記入するコードが違うので記載要領の表を参照し、記入すること。
  - ⑥ 「営業所の名称」の右側に採用年度が記載されていない。















## 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

### 記載要領

- 1 この表は、支配人及び支店又は営業所(主たる営業所を除く。)の代表者について記載するものであるが、これらの者が、建設業許可申請書の別紙の「**役員の氏名及び役職等**」の欄に記載した役員を兼ねている者についても記載するものとする。
- 2 「**営業所の名称**」の欄には、営業所の名称を建設業許可申請書の別紙二(1)(2)に記載した順序で記載すること。
- 3 「**職名**」の欄には、申請者が法人であって主たる営業所以外の営業所を置く場合にあつては、その営業所の代表者の職名を「**〇〇支店長**」、「**〇〇営業所長**」等と記載すること。なお、その者が役員を兼ねている場合であってもこの一覧表に必ず記載するものとし、「**取締役 〇〇支店長**」、「**取締役 〇〇営業所長**」等と記載すること。  
申請人が個人であつて、支配人を置く場合にあつては、その職名を「**支配人**」と記載し、主たる営業所以外の営業所を置く場合にあつては、その営業所の代表者の職名を「**〇〇支店長**」、「**〇〇営業所長**」と記載すること。

### ◎誤記入及び不備な例

- ① 主たる営業所が記載されている。
- ② 許可申請書の別紙と営業所の名称が異なっている。
- ③ 一部の営業所の業種追加の届出において、届出に係る営業所以外の営業所があるにもかかわらず記載されていない。



## 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書

### 記載要領

- 1 この調書は、許可申請者が法人である場合には、建設業許可申請書の別紙一の「役員等の氏名及び役名等」欄に記載した役員等全員について作成すること。許可申請者が個人である場合には、申請者本人(法定代理人を含む。)について作成すること。なお、様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。
- 2 「

法人の役員等
本 人
法定代理人
法定代理人の役員等

」については、該当しないものを消すこと。
- 3 「役名等」の欄には、許可申請時における役名等を記載するものとし、許可申請者が法人の役員の場合には、「代表取締役」、「取締役」等と記載し、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。)の場合には「株主等」と記載し、許可申請者が個人の場合には「事業主」と記載すること。
- 4 「賞罰」の欄には、建設業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、**該当がない場合には、「なし」と記載すること**

### ◎誤記入及び不備な例

- ① 非常勤役員の調書が添付されていない。
- ② 氏名の記載が住民票と一致しない(生年月日が違う。)
- ③ 「賞罰」の欄に何も記載がない。該当がない場合には、「なし」と記載すること。
- ④ 下欄の年月日が記載されていない。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

現 所	東京都〇〇区〇〇町1-1-1		
氏 名	東京 一郎	生 年 月 日	昭和 33 年 6 月 1 日生
営 業 所 名	(株)山梨土木 東京営業所		
職 名	東京営業所長		
賞    罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
		記載すべき賞罰がない場合は「なし」と記載す	
上記のとおり相違ありません。			
〇年〇月〇日		氏 名	東京 一郎

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること

## 令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

### 記載要領

- 1 この調書は、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した者全員について作成すること。ただし、役員を兼ねている者については、「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」(様式第十二号)をもってこれに替えることができる。
- 2 「営業所名」の欄には、所属する営業所の名称を記載し、その他の欄については、許可申請者の調書の記載要領により記載すること。
- 3 「賞罰」の欄には、建設業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がない場合には、「なし」と記載すること。

### ◎誤記入及び不備な例

職名が「建設業法施行令第3条に規定する使用人一覧表」と一致していない。

株 主 （出 資 者） 調 書

（用紙A4）

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
山梨 二郎	甲府市丸の内1-6-1	200株
山梨 太郎	甲府市丸の内1-6-1	200株
建設 一郎	大月市大月町花咲1608-3	90株

株主が亡くなって相続手続中の場合、「建設 一郎（相続手続中）」と記載することで、「別紙一 役員等の一覧表」への記載と「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」の記載は不要。

記載要領  
この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

## 株主(出資者)調書

### 記載要領

- 1 この調書は、許可申請者が法人でかつ、株式会社である場合にあつては、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、また、その他の法人にあつては、出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。
- 2 「株主(出資者)名」の欄には、株主又は出資者が法人である場合には、その商号又は名称を、個人である場合には、その者の氏名を記載すること。
- 3 「所有株数又は出資の価額」の欄には、株数を記載するときには「〇〇株」と、出資の価額を記載するときは「〇〇円」とその単位を必ず記載すること。

### ◎誤記入及び不備な例

株、円の単位が記載されていない。